

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：令和３年 ４月 ２日（諮問第１３４号）

答申日：令和３年１２月１３日（答申第９３号）

事件名：ドライブレコーダー記録映像（音声含む）の非公開決定に対する審査請求に関する件

答 申

第１ 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「令和○年○○月○○日○○時から○○時○○分までの交通機動隊の○○氏が運転するパトカーのドライブレコーダーの映像（音声含む。）」（以下「本件対象文書」という。）について、非公開とした決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 公開請求の内容

審査請求人は、令和２年１２月１６日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求を行った。

２ 実施機関の決定

実施機関は、令和３年１月４日、条例第１０条第１項の規定に基づき、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和３年１月７日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 実施機関は、非公開理由を、条例第6条第1項第1号「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するためと主張しているが、本件対象文書はドライブレコーダーの映像であり、これらには該当しないのではないかと主張している。

イ 本件対象文書を確認することは、警察官の説明と運転者の認識の不一致を解消するための唯一の手段である。本件処分は真実を見極めるための個人の権利を侵害するもので、警察法第1条、第2条第2項及び第3条の規定に反しており違法である。さらに、非公開によって警察による情報の組織的な隠蔽が危惧されるところであり、信頼関係を著しく損ねることとなる。

(2) 反論書、意見書及び意見陳述における主張

ア 本件は、一時停止義務違反の原因となった歩行者の立ち位置についての説明が事件当初と県警がドライブレコーダーの映像を確認した後とで異なっているため、事実の確認をすべく審査請求したものである。具体的には、歩行者が横断歩道付近に立ち、横断歩道を渡ろうとしていたという当初の説明から、防護柵外側の横断歩道（車道側）に立っていたという説明に変わった。審査請求人としては、防護柵内側の歩道で歩行者二人が会話していたという認識であり、警察側の説明に疑問を抱いたものである。なお、審査請求人は違反の事実については認めており、違反について争っているものではない。

イ 実施機関は、「ドライブレコーダーには全般にわたり、多数の通行車両、歩行者、車両登録番号や顔貌、容姿等が間断なく記録されており、これらは個人に関する情報で、直接または他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる」と主張するが、これらは全て映像についての非公開理由である。映像そのものを公開できないとしても、音声のみの公開は可能であると考ええる。

ウ また、実施機関の、「モザイク処理後の映像を公開することで交通取締りや職務質問からの逃走が容易になり、今後の交通指導取締りに多大な影響を及ぼす」という主張は理解できない。むしろドライブレコーダーの映像を積極的に公開することは違反の抑止力になると考える。実施機関は都合の良い主張をしているに過ぎず、隠蔽や不適切な対応を疑わざるを得ない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書、意見書、意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書は、条例第6条第1項第1号「個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当することから非公開とした。

本件対象文書には、全般にわたり多数の通行車両、車両登録番号、歩行者やその顔貌、容姿等が間断なく記録されており、これらは個人に関する情報で、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できるものである。また、交通指導取締りは警察官の現認によるものとされているほか、ドライブレコーダーの装着は第三者への公開を想定したものではなく、映像に基づいた交通取締りも想定していない。

- 2 通常、ドライブレコーダーの映像は、一定の時間が経過すると上書きされる仕組みになっているが、本件については、情報公開請求があつたことを受け、例外的に個別保存していたものである。

これまでに県警において交通違反者に対して映像を公開したことはなく、警察庁に確認したところでも、全国的にドライブレコーダーの映像を同様の目的で公開した事実は認められなかった。

- 3 仮に、ドライブレコーダーの映像にモザイク処理を施したとしても、これを公開することによって、ドライブレコーダーの撮影範囲、精度等の性能が明らかになるほか、車両の動向や追跡方法等の情報などからも、交通取締りや職務質問からの逃走が容易になるなど、今後の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第6号に規定する「公共安全情報」にも該当すると考えられる。

また、音声データのみでの公開については、映像から音声のみを分離した場合、その映像と同一の場面の音声であることの証明ができない。さらに、そこに録音されていた警察官同士の会話から、交通違反の認定や追跡開始の状況、手法が明らかになり、今後の交通指導取締りに影響を及ぼす可能性があることから、音声データのみであっても「公共安全情報」に該当する。

- 4 審査請求人は、審査請求書の中で警察法に反する旨の主張をしているが、本件対象文書の非公開決定は、あくまで条例に基づくものであり、審査請求人が申し立てる根拠規定にはなり得ない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和3年 4月 2日 諮問の受付
- 2 同 年 4月 23日 審議
- 3 同 年 6月 15日 意見陳述（実施機関）

- 4 同 年 7 月 2 1 日 審議
- 5 同 年 9 月 6 日 意見陳述（審査請求人）
- 6 同 年 1 0 月 7 日 答申案の検討
- 7 同 年 1 1 月 2 9 日 答申案の検討

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分及び審査請求の概要

実施機関は、本件対象文書について、当初、条例第6条第1項第1号の個人識別情報に該当することを理由に非公開決定を行ったが、意見書等において、同条同項第6号の公共安全情報に該当することも非公開理由に追加した。

これに対し、審査請求人は、事実を確認する手段として、本件対象文書を公開すべきであり、モザイク加工を施した映像または、映像から切り離れた音声データのみであれば公開に支障がない旨の主張をしている。

2 条例第6条第1項第1号該当性

(1) 条例第6条第1項第1号の趣旨

条例第6条第1項第1号は、個人の尊重という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を原則として非公開として取り扱う一方で、同号ただし書きに該当する、明らかにプライバシーの侵害にならないものや公益上公開の必要があるものについては公開を認めることとして「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

(2) 本件対象文書について

当審査会にて本件対象文書を検分したところ、実施機関が主張するとおり、多数の通行車両、車両登録番号、歩行者やその顔貌、容姿等が記録されていた。審査請求人は年齢や生年月日ではないことを理由に、これらは個人情報に該当しない旨の主張をするが、これらの情報は直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる個人情報に該当するものであり、決定通知書の理由付記は必ずしも十分とは言えないが、非公開とすることが妥当である。

3 モザイク処理をした映像及び音声データの部分公開について

審査請求人はモザイク加工を施した映像や、映像から分離した音声データのみであれば公開に支障がないとの主張を行っている。

本件対象文書をモザイク加工したうえで公開することについては、技術的に不可能ではないものの、特定の個人を識別できる通行車両や通行人など、大半の情報を加工する必要があることから、部分公開について規定している条例第6条第2項の「容易に分離できる場合」には該当しないため、

部分公開には馴染まず、全部非公開とすることが妥当である。

一方、音声データを映像と分離して公開することについては、①技術的には可能であること、②本件対象文書を検分した結果、保存されている音声はパトカー内の警察官同士の会話のみであったことの2点を踏まえて検討すると、分離後の音声データは、本号ただし書きにおいて個人識別情報の例外として規定されている「公務員等の職務の遂行内容に係る部分」に該当することとなり、同条第1項第1号の定める非公開情報には該当しない。

しかしながら、分離後の音声データについては、同条第1項第6号（公共安全情報）の観点からも検討を要する。

4 条例第6条第1項第6号該当性

(1) 条例第6条第1項第6号の趣旨

条例第6条第1項第6号は、公共安全と秩序の維持の観点から、犯罪の予防、鎮圧、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないこととしたものである。

(2) 音声データについて

実施機関は、本件の対象となっている音声データは、警察官同士の会話が録音されたものであり、その内容から交通違反の認定や追跡開始の状況、手法が明らかになり、今後の交通指導取締りに影響を及ぼす可能性があるとして、「公共安全情報」に該当する旨主張している。

当審査会の検分でも、音声データはパトカー内の警察官同士の会話のみの記録であり、その中に、会話の内容から交通違反の認定や追跡開始手法が明らかになるような捜査に関する情報に該当する内容が含まれていることを確認したことから、同号（二）に規定する、「犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報」が含まれており、これらは公共安全と秩序の維持に支障があると認める相当の理由があるものに該当することから、音声データを非公開とすることが妥当であると判断した。

5 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人は、その他種々主張をするが、当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士